

ぎふ環境保全

VOL.66 発行 平成18年4月15日

◆行政ニュース

◎岐阜県の組織が変わりました（関係分）

岐阜県環境生活部環境生活政策課

◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業
並びに産業廃棄物処理施設の許可申請に係る添付
資料について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

◎3月1日からアスベスト除去作業の届出方法など
が変わりました

岐阜県環境生活部地球環境課



特集	(社)岐阜県産業環境保全協会第33回通常総会	2
行政ニュース	岐阜県の組織が変わりました(関係分) 岐阜県環境生活部環境生活政策課	5
	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業 並びに産業廃棄物処理施設の許可申請に係る添付 資料について 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室	7
	3月1日からアスベスト除去作業の届出方法などが 変わりました 岐阜県環境生活部地球環境課	8
振興局だより	管内の環境保全活動について 岐阜県西濃振興局環境課	13
シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策 恵那市長 可知義明	15
協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会 平成18年度事業計画	16
	理事会の開催	18
	委員会の開催	19
	(社)全国産業廃棄物連合会 第7回全国正会員会長・理事長会議の開催	19
	全国正会員事務局責任者会議の開催	19
	中部地域協議会 第3回中部地域協議会専務理事会の開催	19
	平成17年度第2回中部地域協議会の開催	20
	(財)地域環境村ぎふ第5回理事会の開催	20
	「岐阜県企業リサイクルフォーラム」の開催	20
会員からの寄稿	彩の国見聞録(山村碎石(株)取締役 大野安一)	21
お知らせ	新規加入会員の紹介	24
	岐阜県の人事異動(関係分)	25
	岐阜市の人事異動(関係分)	27
	平成18年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する 講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程	28
	平成18年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会及び 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会について(前年度との相違点)	29
	協会への入会のおすすめ	30
	会費の納入は便利な口座振替で	31
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	32
編集後記		34

題字 (社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 中本貞実
表紙写真 「山里の駅」 フォト飛水 関谷武夫

第33回通常総会を開催

平成18年度事業計画・収支予算

第33回通常総会が去る3月17日(金)岐阜市内「ウェルサンピア岐阜」において多数の来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会では、会員の皆様には申し訳ないことではございましたが、中本理事長が体調不良のため急遽欠席となりましたので、後藤副理事長が理事長に代わって次のとおり挨拶を申し上げます。

後藤副理事長挨拶

本日、ここに第33回通常総会を開催致しましたところ、来賓各位を始め、会員皆様のご出席を頂き、盛大に挙行することが出来ましたことは、誠に有り難く、厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成元年に設立されてから17年が、また、平成9年に業界主体の団体として、再発足してから9年が、それぞれ経過するわけではありますが、この間、皆様とともに社会の期待に応え、設立目的に向かって活動し、発展・成長してまいりました。

会員数も、現在、正会員・賛助会員併せて490名の方が加入されており、設立当初の3倍以上に達しております。これもひとえに、関係各位のご努力並びに県ご当局をはじめとした関係行政機関のご指導・ご支援の賜であり、心から感謝申し上げます。

さて、最近の産業廃棄物問題を取り巻く状況を見ますと、県内においては「アスベスト」や「フェロシルト」、さらには「硫酸ピッチ」の不法投棄等県民の健康や生活環境を脅かすような環境問題が発生し、大きな社会不安を巻き起こしました。

また、岐阜市で発生した大規模不法投棄事案は、事件の解明が進み、昨年8月、岐阜地



第33回通常総会

裁の判決が言い渡されましたが、大量の不法投棄された産業廃棄物の処理問題が、大きな課題となっております。当協会と致しましては、この悪質な環境犯罪が、誠に残念ながら、元会員によって引き起こされたという反省に立ち、県民の信頼回復をすべく、適正処理の推進に向けて出来る限りの努力をしております。

昨年6月の第32回通常総会におきましては、皆様方のご賛同を得て、終了後の懇親会を自粛することにより不要となった予算100万円を「次代を担う青少年の環境教育に役立てて頂きたい」との目的で、岐阜県知事に寄付させて頂きました。

21世紀は「環境の世紀」と称されておりますが、「環境を守り産業を育てる」当協会の目的を今一度振り返り、心を新たに協会

の事業活動を行っていく必要があると考えますので、会員の皆様方のご理解とご協力をお願いする次第であります。

ご承知のように、国においては、3年連続で廃棄物処理法が改正され、規制の強化が図られる一方、優良な産業廃棄物処理業者を育成する観点から昨年4月、「処理業者の優良性の判断にかかる評価制度」の法的整備が行われました。

これを受けて、岐阜県におきましても、昨年10月1日から「優良性評価制度の導入」が図られることとなりました。当協会としましては、市場の健全化を図るためにも、行政当局と連携しながら、この優良性評価制度の趣旨に添った活動を進めていく必要があると考えております。

そのため、昨年秋の研修会におきましても、「優良性評価制度」や「環境保全の取り組みとしてのエコアクション21」について勉強して頂いた次第であります。また先般は、「エコアクション21産廃処理業者向けマニュアル」が環境省から示されましたので、全会員の皆様にとりあえず周知するため、お送りさせて頂きました。

「産業廃棄物処理業は循環型社会の担い手」という認識のもと、当協会としましては、処理業の優良化事業の推進を図り、会員及び業界の発展に努めてまいりたいと存じますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

本日の総会は、平成18年度事業計画及び平成18年度収支予算についてご審議頂き、ご承認をお願いするものでございます。これらの事業計画及び収支予算をもとに、平成18年度におきましても、会員の皆様のご賛同を得ながら、積極的に事業の推進を図ってまいりま

す。

また、本日は、当協会の表彰要綱に基づき、「関連業界育成等功労」、「優良事業所」、「優良従事者」及び「創意工夫功労」としてそれぞれご尽力頂いた方々に対し、そのご功労を讃え、表彰をさせていただきますが、皆様とともにお祝いと感謝を申し上げたいと思います。

最後に、皆様にご報告致したいことがございます。

ご案内のように、このたびの県の政策総点検の結果、当協会と関係の深い団体であります「財団法人地球環境村ぎふ」がこの3月31日をもって解散することとなりました。本日も、ご来賓として関理事長さんにお越し頂いておりますが、誠に残念なことでございます。地球環境村ぎふの目的であります「産業廃棄物処理施設の整備促進」につきましては、今後、県の積極的な関与のもとに進められることとなり、また、残余財産の処分につきましては、それぞれ関係団体に寄付というかたちで返還されることに決まりました。特に、「産業廃棄物対策基金」は、全部で約7億5千万円ありますが、県分が約4億3千万円、市町村分が約1億円、そして当協会分が約2億1千5百万円となっております。

元々、この基金は、平成9年12月に当協会から「財団法人地球環境村ぎふ」へ引き継いだ経緯があり、当初の目的が達成されないまま、こうして返還されることは誠に不本意であります。しかしながら、このように決定された以上、当協会としましては、産業廃棄物対策基金約2億1千5百万円につきまして、どのように受入れ、どのように取り扱っていくのかを決めていかなければなりません。この基金の取扱い方針につきましては、今後、理事会で十分協議し、6月の通常総会で会員

の皆様にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりにあたりまして、今後とも当協会に対し、関係各位の一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶と致します。



後藤副理事長の挨拶の後、産業廃棄物関係功労者の表彰式が行われました。続いて来賓祝辞に移り、古田肇岐阜県知事の祝辞を高木守岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室技術課長補佐が、細江茂光岐阜市長の祝辞を堀野誠夫岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室長がそれぞれ代読され、山下運平岐阜県会議長からの祝電を披露した後、議事へと進められました。

議事は、株式会社粥川商店 代表取締役 粥川長司氏を議長に選出し、第1号議案平成18年度事業計画、第2号議案平成18年度収支予算について慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

功労者の表彰

当協会の表彰制度による平成17年度産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第33回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○関連業界育成等功労

(有)河野組 取締役会長 河野 宗平
株式会社 アイコン
寿和工業 株式会社

○優良事業所

株式会社 丸萬後藤興業
飛雄建設 株式会社

○優良従事者

(株)カワイ工業 主任 山口 浩二
(株)粥川商店 運搬係長 山藤 隆

名古屋ロード・メンテナンス(株)

多治見事業所工務課長 深谷 安孝

中部浄化工業(株)

山田 清治

寿和工業(株) 主任

大家佐知子

○創意工夫功労

バイオワース 株式会社



河野 宗平



山口 浩二



山藤 隆



深谷 安孝



山田 清治



大家佐知子

第33回通常総会記念講演会

第33回通常総会終了後、引き続いて午後3時20分から 環境カウンセラー 木村博昌氏をお迎えし、講演テーマ「廃棄物処理法の罰則と行政処分—やっではいけないこと—」と題して1時間30分にわたり、大変貴重で有意義なご講演をいただきました。講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号以降でご紹介いたします。

岐阜県の組織が変わりました（関係分）

岐阜県環境生活部環境生活政策課

岐阜県では、次の基本方針のもと、平成18年4月1日に組織改革が行われました。

- 政策総点検を踏まえた政策を効果的に推進できる組織（政策本意の組織）
- 県民の皆様にわかりやすく親しみやすい組織（わかりやすい組織）
- 政策を効率的に推進できるスリムな組織

これに伴い、県の環境政策を担当していた「健康福祉環境部環境局」は、「環境生活部」になりました。

1. 環境生活部の概要

環境生活部は、ほぼ現在の「健康福祉環境部環境局」と「地域県民部県民生活局」のすべてを統合した組織となりました。

環境生活部は、豊かで快適な環境の保全・創出、安らかで文化的な県民生活の総合的な支援を目的とし、廃棄物対策や循環型社会づくり、消費者保護、男女共同参画、文化振興などの施策推進を主な業務内容としています。

2. 組織の新旧比較（関係分のみ抜粋）

〈平成17年度の組織〉

◆環境局◆

環境政策室
循環型社会推進室
大気環境室
水環境室
廃棄物対策室
不適正処理対策室
自然環境森林室

⇒

〈平成18年度の組織〉

◆環境生活部◆

環境生活政策課
廃棄物対策課
不法投棄監視課
地球環境課
男女参画青少年課
人づくり文化課
人権施策推進課

◆県民生活局◆

* 課名等は省略

- ・ 環境行政と県民生活行政を同じ部で担当することによって、環境教育をNPOと協働して実施するなど、より県民の皆さんの生活に密着した行政を推進することができます。
- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する施策を循環型社会推進室から廃棄物対策課に移管し、企業などでの産業廃棄物対策の取組をより一層支援していくとともに、産業廃棄物処理施設の整備に積極的に取り組みます。
- ・ 不適正処理対策室を不法投棄監視課に改組し、職員を増員して、多発している廃棄物の不法投棄事案の未然防止、早期発見・早期措置に取り組みます。
- ・ 複数の所属に分かれていた様々な公害などの環境問題対策を地球環境課に統合し、総合的な視点で環境対策に取り組みます。

3. 各課の業務内容

環境生活部の各課の主な業務内容は、次のとおりです。

- (1) 環境生活政策課…環境教育の推進、NPOの支援、宗教法人、消費生活、生活・交通安全などを担当します。
- (2) 廃棄物対策課…廃棄物の適正処理、循環型社会づくりなどを担当します。
- (3) 不法投棄監視課…警察的手法を用いた廃棄物の不適正処理の未然防止、事業者に対する監視・指導などを担当します。
- (4) 地球環境課…地球温暖化対策、公害対策、自然環境保全の推進などを担当します。

(社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 様

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室長

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに 産業廃棄物処理施設の許可申請に係る添付資料について

標記について、平成14年 5 月29日付け廃対第541号の 2 で通知しているところですが、資料の添付が必要な場合について、下記の通り改正しましたので、ご承知おき願うと共に会員及び事業者への周知をお願いします。

記

○改正事項

改正前は、営業実績が 3 年以上ある場合で、自己資本比率（「資本合計」÷「負債及び資本合計」×100）が30%未満である（直前 3 年間の税引前当期利益の平均値及び直前の税引前当期利益が共にプラスである場合を除く。）場合に、資料の添付を求めていました。

改正後は、営業実績が 3 年以上ある場合で、自己資本比率（「資本合計」÷「負債及び資本合計」×100）が10%未満である（直前 3 年間の税引前当期利益の平均値及び直前の税引前当期利益が共にプラスである場合を除く。）場合に、資料の添付を求めることとします。

その他については、従前の通り取り扱います。

1 資料の添付が必要な場合

(1) 営業実績が 3 年以上ある場合で次のいずれかに該当する場合

- 自己資本比率（「資本合計」÷「負債及び資本合計」×100）が10%未満である。（直前 3 年間の税引前当期利益の平均値及び直前の税引前当期利益が共にプラスである場合を除く。）
- 債務超過である

(2) 営業実績が 3 年に満たない場合

(3) 上記(1)又は(2)に該当しないが、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合

2 資料の内容

- 中小企業診断士の経営診断書
- 金融機関が発行した残高証明書
- 金融機関が発行した返済予定表
- 今後 5 年間の利益計算書

3月1日からアスベスト除去作業の届出方法などが変わりました

岐阜県環境生活部地球環境課

建築物に使用されたアスベストの除去等作業については、建築物の規模等により大気汚染防止法（以下「法」という。）又は「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」（平成17年11月1日施行 以下「条例」という。）で規制していましたが、法施行令・施行規則が改正され、平成18年3月1日からはすべて法で規制されることになりました。

また、作業の内容を見やすい場所に掲示することが、新たに義務付けられました。

1 法施行令・施行規則改正の概要について

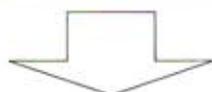
- ① 規制の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加（政令改正）
- ② 規制の対象となるアスベスト排出等作業について、規模等の要件を撤廃（政令改正）
- ③ 工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務付け

（省令改正、別添1参考）

2 法及び条例に関する規制対象の変更について

（改正政省令施行前）

建築物の規模等	対象となる建築材料の種類	
	吹付け石綿	保温材、耐火被覆材、断熱材
延べ床面積500㎡以上 かつ アスベストの使用面積 50㎡以上	法の規制対象	条例の規制対象
延べ床面積500㎡未満 又は アスベストの使用面積 50㎡未満	条例の規制対象	条例の規制対象



改正政令施行日（H18.3.1）以降

（改正政省令施行後）

建築物の規模等	対象となる建築材料の種類	
	吹付け石綿	保温材、耐火被覆材、断熱材
すべての建築物	法の規制対象	

3 作業実施届出について

届出様式	法施行規則様式3の4（別添2）
届出先	各振興局（事務所）環境課 ※作業現場が岐阜市内の場合は岐阜市大気自然室
届出日	作業開始日の14日前までに届出

4 作業基準の概要について

- ① 作業場の隔離、前室の設置
- ② 作業場の負圧の保持、集じん・排気装置の使用
- ③ 除去する吹付け材等への薬液等による湿潤化
- ④ 除去した部分の薬液等による湿潤化、作業場内の石綿の処理
- ⑤ 見やすい箇所に届出年月日、届出者等の事項を掲示（追加基準、別添1参考）

上記の基準は吹付けアスベストの除去等の作業基準の概要です。

5 問い合わせ先について

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県環境生活部地球環境課大気環境担当
TEL：058-272-1111（内線2692、2693）
FAX：058-271-5719

別添1 掲示板参考例示

特定粉じん（アスベスト）排出等作業	
届出年月日	平成18年〇月〇日
届出先	〇〇振興局環境課
届出者住所・氏名	〇〇市△△町1丁目1番地 株式会社〇〇産業 代表取締役 〇〇 太郎
特定粉じん（アスベスト） 排出等作業の実施の期間	平成18年〇月〇日から平成18年△月△日まで
特定粉じん（アスベスト） 排出等作業の方法	除去 ろ過除じん式負圧集じん機MACH MA〇〇（△△社製） 1台 排気能力 33m ³ /分（1時間当たりの換気能力：4回） 使用するフィルタの種類 HEPAフィルタ 集じん効率（%） 99.9% 使用する資材及びその種類 〇隔離シート：（床用）0.15mm厚のプラスチック製 （壁用）0.1mm厚のプラスチック製 〇接着テープ：幅0.5cm 〇湿潤材：〇〇社製 アス△△ 〇硬化剤：××社製 カタメール その他特定粉じんの排出又は 飛散の抑制方法 〇作業場所の立入禁止措置 〇作業場所の出入口にエアシャワー付前室を設置 〇除去部分を湿潤材で十分湿らせてから除去 〇除去後は硬化剤で除去部分の残存石綿を封じ込め 〇廃石綿は二重に梱包し作業場所から搬出
現場責任者の氏名及び連絡先	〇〇建材株式会社 △△ 次郎 電話番号 〇〇-△△-××

※ 掲示板の様式及び大きさの規定はありませんが、住民等が外から掲示板が見える大きさで、内容も分かりやすくしてください。

別添 2 (法届出様式)

様式第 3 の 4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

様

住所
届出者
氏名
印
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要 耐火・準耐火・その他 延べ面積 m ² (階建)	※備考	
	注文者の氏名又は名称		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除 去・囲い込み・封じ込め・その他
集 じ ん ・ 排 気 装 置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

管内の環境保全活動について

岐阜県西濃振興局環境課

当振興局管内における環境保全活動について、その活動の一端をご紹介します。

環境保全活動にかかる西濃振興局長感謝状の授与

岐阜県西濃振興局では、「岐阜県ふるさと環境保全委員」として積極的に活動するとともに、養老町有尾地区に野積みされた使用済みタイヤ撤去のため運搬・洗浄及び監視等を率先して行った3名の方々に対し、地域住民の代表として、感謝状の授与を行いました。

授与式は、平成18年3月10日(金)に、西濃振興局局長室で行われ、近藤藤嗣さん（農業、71才）近藤實さん（農業、64才）梶間絹子さん（主婦、66才、当日欠席）が受賞されました。

藤原局長は、「地元の皆さんが自主的にタイヤ撤取に取り組んでいただき大変ありがたかった」と挨拶し、御出席のお二人は「行政も積極的に動いてくれたことで撤去が完了した。これからも美しいふるさとのために頑張っていきたい」と話されました。

授与式の模様



ぎふ地球環境塾

西濃地域には、平成13年12月に安八町の三洋電機(株)で巨大な太陽光発電装置であるソーラーアークができ、環境保全推進のひとつのシンボルとなっています。

そこで、西濃振興局では、ソーラーアークにて住産官学が協働して、若年層を未来の環境保全推進者に育成することを目的として、ぎふ地球環境塾(塾長：吉田三郎 岐阜県環境審議会会長)を平成14年6月に設立しました。

環境塾の対象者は、西濃地域の小学校5、6年生とその保護者で、毎月県民環境の日(第2土曜日)に開催しています。また、地域の人で地域の人を育てるため、平成16年度からNPO法人に事務局を移管し、平成18年度からNPO法人ピープルズコミュニティ(輪之内町)にて事務局を運営することとなり、振興局ではその事務局運営の支援を行っています。

環境塾では、環境哲学に基づいた講義や草木染、自然観察会といった目と体で学べる講義を行っています。一年を通じて子供だけでなく親も一緒になって環境問題に関心を持ち、身近なところから環境を守るための行動を始めたという感想が多く聞かれました。

今後もこのぎふ地球環境塾を継続して実施し、一人でも多くの方が環境に関心を持ち、具体的な環境保全活動に取り組まれることを期待しています。

<平成18年度 らぎふ地球環境塾カリキュラム>

4月	開講式 環境哲学	10月	家庭ごみのリサイクルと分別体験(実)
5月	ホテルを飛ばそう 水と西濃	11月	ごみの話 太陽の恵みと地球環境
6月	牛乳パックを使ったはがき作り(実)	12月	リサイクル 自動車社会
7月	自然観察会(実)	1月	ソーラーアーク実習(実)
8月	草木染(実)	2月	環境と経済 暮らしと知恵
9月	自然と科学 土の働き	3月	一年を振り返って 一修了証授与式一



わがまちの産業廃棄物問題と対策



～人・地域・自然が調和した交流都市～

恵那市長 可知 義明

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から本市を始め各地域におかれまして廃棄物処理の推進と環境保全に格別のご理解とご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、協会をあげて環境保全に取り組んでおられますことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

本市は、平成16年10月25日に旧恵那市と旧恵那郡南部の岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町の1市5町村が合併し誕生しました。岐阜県の南東に位置し、東は中津川市と長野県、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は八百津町と白川町に接しています。東西32.0km、南北36.0km、面積は504.19km²で、その約78%を山林が占めています。市街地の北部を木曾川が、また南端を矢作川が流れ、美しい山や川などの豊かな自然に囲まれています。

合併以前の可燃ごみの処理施設は、旧恵那市がRDF炭化の処理、旧町村ではガス化溶融処理とした異なる処理施設を設置していました。合併後もそのままの形で新市へ引き継がれ、2ヶ所で別々の方式で処理を行っており、さらに収集方法もごみ袋の料金もそれぞれ異なっておりますので処理施設を有効に活用しながら市全体の統一化に向け作業を進めております。

産業廃棄物の不法投棄の問題では、民間の事業者が、廃タイヤや廃プラスチックなどを産業廃棄物焼却施設で処分した廃熱を利用し、熱帯魚の一種の「ティラピア」を養殖するとして施設を稼働させましたが、樹木の葉が枯れるなど問題が起きたため調査したところ、排ガス中に猛毒の高濃度シアン化水素が検出されたため、改善命令を出しました。業者は施設を改修しましたが、シアン化水素が減少せず、操業を停止したまま施設を放棄してしまいました。

しかし、操業中に持ち込んだ廃タイヤ、廃プラスチックや燃え殻など約6千立方メートルと廃棄物焼却炉などの付属した施設は、経営者の死亡により会社は倒産状態となり、野積みのまま放置されてしまいました。産業廃棄物の撤去を市民と一体となり取り組んだ結果、廃タイヤは市民の協力を得て、ボランティアで運び出すことができました。焼却炉の解体と廃プラスチックや燃え殻の撤去は、市が県の補助を受けて約9千万円をかけ処分いたしました。

不法投棄されたものを処分することは、莫大な労力もかかり、また市民の税金も投入しなければならず、地方自治体が処理できるものではないと痛感しました。このことは、全国的な問題でもあり、製品などを生産した者、利用した者、廃棄した者などが社会全体で処理できるような、法律を含めたルール作りを、国や業界団体に強く望みます。

豊かな自然と調和した安全なまちを合言葉に、市民や事業者の協力を得ながら、ごみの減量化や分別収集によるリサイクル化など循環型社会をめざすとともに、近年巧妙化している不法投棄の防止などにも努めているところです。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と関係各位のご活躍をお祈り申し上げます。

平成18年度 事業計画

さる3月17日開催された第33回通常総会において平成18年度事業計画及び収支予算が審議され全会一致で原案どおり承認されました。協会事業の推進は、次の基本方針に沿って進められます。以下に事業計画をご紹介します。

第1 基本方針

環境の世紀と称される21世紀に入り、廃棄物処理を取り巻く状況は、著しい変化の兆しを見せています。特に、循環型社会形成推進基本法が制定されて以降、リサイクル等の関係制度が急速に整備される一方、循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進するとともに、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制の整備が大きな課題となっております。

このような中、産業廃棄物処理業は、「出てきた廃棄物を処理する」という従来の役割に加えて、循環型社会の形成にふさわしい新たな役割が期待されており、業界の責任は益々大きくなっているといえます。

しかし、発生の抑制、リサイクル等を促進し、廃棄物の減量が図られても、なお発生する廃棄物を適正に処理するための産業廃棄物処理施設（最終処分場、中間処理施設）が確保されなければ、健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは、困難であります。

我が国における廃棄物の排出量は、依然、高水準で推移しており、最終処分場の残余容量は逼迫している状況が続いています。また、大規模な不法投棄事案が産業廃棄物処理に対する国・県民の不信感と忌避感を高めており、「安かろう、悪かろう」「悪貨が良貨を駆逐する」と称せられる産業廃棄物の構造を改

革することが急務であるとされています。

このため、国においては、数次にわたる廃棄物処理法の抜本的改正により規制を強化する一方、優良な産業廃棄物処理業者を育成する観点から、「処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が昨年4月から開始されたところであります。これに伴い、岐阜県においても、昨年10月1日から優良性評価制度が導入されることとなりました。産業廃棄物処理業は循環型社会の担い手という認識のもと、当協会としては、処理業の優良化推進事業の促進を図り、会員及び業界の発展に努めてまいります。

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、再生利用等の推進により、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、県民福祉のさらなる向上に積極的に寄与していかねばなりません。

平成18年度では、こうした目的を達成するため、次の基本方針を掲げ、諸事業を積極的に推進してまいります。

基本方針

- 1 共同産業廃棄物処理施設設置等の推進
- 2 適正処理・再生利用等の推進
- 3 公益的事業の拡充
- 4 組織の強化・活性化の推進
- 5 優良化推進事業の促進

2 事業計画

第1「基本方針」に従い、平成18年度において取り組む個別事業の計画を次のとおり定め、多様化する社会情勢を見極めつつ、効率的な事業運営を展開していきます。

1 組織強化事業

業界主体の会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため、次により組織の拡大を図ります。

- (1) 会員の福利厚生事業等の充実を図るとともに、積極的な加入勧誘に努めることにより会員の加入促進を図ります。
- (2) 増大する事務に対処するため、OA化・情報化等を推進し、事務処理の効率化を図ります。

2 調査研究事業

産業廃棄物対策についての調査・研究並びに会員その他関連業界等の動静を調査し、協会活動に反映させます。

また、会員の処理技術、知識の向上のため、各種研究機関等との連携を深めます。

3 教育研修事業

- (1) 各種研修会、施設等の視察、講演会等を随時開催し、会員の知識・技術習得の機会を設けます。
- (2) 処理技術の多様化・高度化に対応するため、会員の要請に応じた専門研修会等を開催します。
- (3) 正会員に産廃専門雑誌「いんだすと」を毎月配布します。
- (4) 会員に関係条例・規則・指導要綱等の改正に対応した資料を編集し、配布しま

す。

- (5) 会員に産廃手帳（2007年版）を配布します。

4 相談指導事業

協会設立の趣旨に沿い、幅広く会員の相談に応ずるほか、必要に応じ資料を提供します。

また、排出事業者、一般県民からの相談にも積極的に対応します。

5 啓発普及事業

- (1) 産業廃棄物に関する正しい理解を深めるため、「環境フェア等」の協賛、県民運動等への参加、啓発資材等の提供を行います。
- (2) 岐阜県との共催により「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアー事業を実施します。

6 共同処理施設設置推進・技術援助事業

岐阜県の積極的な関与のもとに行われる、共同産業廃棄物処理施設設置等の推進及び技術援助等に協力します。

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

産業廃棄物の適正処理のため、マニフェストの使用が法律により義務づけられたことに伴い、頒布事業の拡大による管理体制の強化を図るとともに、関係資料等を配布し、啓発普及に努めます。

8 巡回指導事業

自主巡回指導を実施し、適正処理の推進に努めます。

9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の優良化の促進、経営改善、労働安全衛生指導のため、研修事業と提携して関連研修会、講習会等を開催します。

また、個別の相談事業又は情報提供について随時対応していきます。

10 広報誌等発行事業

- (1) 協会報「ぎふ環境保全」を年4回定期的に発行し、会員等に配布します。
- (2) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員等に配布します。
- (3) 協会ニュースを随時発行し、会員等に配布して迅速な情報提供に努めます。

11 協力交流事業

- (1) 社団法人全国産業廃棄物連合会及び同中部地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等関連団体との交流を図り、相互の理解と協力を努めます。
- (2) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会等の実施に協力します。

12 表彰事業

通常総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。

13 青年部会活動助成事業

協会の次代を担う青年部会の活動を支援し、協会事業の健全な発展を推進します。

14 電子マニフェスト普及促進事業

電子マニフェスト等新たな情報技術を活用した産業廃棄物の監視システムについては、

この1年間、適正処理委員会に設置したワーキンググループにおいて検討を行ってきました。

平成18年度においては、今後の電子マニフェストの普及促進を図る上の参考に資するため、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの助成制度を活用した「岐阜県版電子マニフェストサービス」のモデル事業を実施します。

15 その他関連事業

その他必要な事業について、理事会の議を経て実施します。

(社)岐阜県産業環境保全協会

○理事会の開催

平成17年度第5回理事会が2月17日(金)午後1時30分から岐阜市内の「岐阜県県民ふれあい会館」において開催されました。

この理事会では次の議案が審議され、いずれの議案も全員一致で原案のとおり可決、承認されました。

- 第1号議案 平成18年度事業計画について
- 第2号議案 平成18年度収支予算について
- 第3号議案 平成17年度優良会員等理事長表彰者の選考について
- 第4号議案 第33回通常総会の開催について
- 第5号議案 新規加入会員の承認について



○委員会の開催

平成18年1月25日及び26日に総務委員会等4つの委員会が岐阜市内の「レストランフジ」会議室において開催されました。

議題は、平成18年度事業計画(案)等について審議されました。

第4回適正処理委員会

(1月25日午前10時30分から)

- 1. 平成18年度事業計画(案)について

第4回広報編集委員会

(1月25日午後1時30分から)

- 1. 保全協会報「ぎふ環境保全」第66号の編集方針について
- 2. 平成18年度事業計画(案)について

第4回研修指導委員会

(1月26日午前10時30分から)

- 1. 平成18年度事業計画(案)について

第3回総務委員会

(1月26日午後1時30分から)

- 1. 平成18年度事業計画(案)について

(社)全国産業廃棄物連合会

○第7回全国正会員会長・理事長会議の開催

平成18年2月24日(金)新潟県新発田市内のホテル泉慶において開催されました。

会議では、来賓として出席された環境省産業廃棄物課の関課長が下記演題で講演され、また、会議では、始終活発な意見交換が行われました。なお、当協会から後藤副理事長、勝川事務局長が出席しました。

- 1. ①講演「我が国の廃棄物・リサイクル対策について」
- ②意見交換
- 2. 政治連盟代議員会

○全国正会員事務局責任者会議の開催

平成18年2月13日(月)に、(社)全国産業廃棄物連合会と各正会員事務局との意見交換等を目的として、東京都内の虎ノ門パストラルで開催されました。

会議では、環境省産業廃棄物課関課長の外、産業廃棄物関係団体の事務局長等が出席され、説明がありました。当協会からは種田専務理事が出席しました。

1. 「エコアクション21産業廃棄物処理業者向けマニュアル」について
2. 優良化推進事業にかかる情報開示支援事業等の状況について
3. 平成18年度講習会について
4. 協会運営に関する情報交換

中部地域協議会

○第3回中部地域協議会専務理事会議の開催

平成18年2月10日(金)、(社)静岡県産業廃棄物協会会議室で下記の議題により開催されました。

1. 廃棄物処理法における欠格事項について
2. 平成18年度講習会開催計画について
3. 中部地域協議会の開催状況について
4. 各県協会における平成18年度の新規事業について
5. 各県協会の情報交換

○平成17年度第2回中部地域協議会の開催

平成18年2月22日(水)に(社)愛知県産業廃棄物協会会議室で下記の議題により開催され、当協会から清水副理事長、種田専務理事、野村理事兼広報編集委員長及び粥川理事兼適正処理委員長の4名が出席しました。

1. 全産廃連の最近の動向と主要事業について
2. 平成18年度講習会(中部地域)の開催計画について
3. 平成18年度全産廃連会長表彰功労者推薦について
4. 中部地域協議会の事業について

①平成17年度事業実績並びに平成18年度事業計画(案)について

- ②平成18年度予算(案)について
5. 「エコアクション21」について
6. 各県協会の情報・意見交換

財地球環境村ぎふ第5回理事会の開催

平成18年2月22日(水)、岐阜市内のホテルグランヴェール岐山において理事会が開催されました。議題は、(財)地球環境村ぎふの解散に関するもので、下記のとおりです。

議案は審議された結果、いずれも可決承認されました。解散が決議されたことから、今後精算人より残余財産の処分が行われます。

なお、当協会から中本理事長、種田専務理事が出席しました。

- ①財団法人地球環境村ぎふの解散について
- ②残余財産の処分について
- ③精算人の選任について

「岐阜県企業リサイクルフォーラム」の開催

平成18年1月17日(火)、大垣市内のソフトピアアジアセミナーホールにおいて、下記により開催され、当協会から種田専務理事が出席しました。

・基調講演

【テーマ】「めざせエコ企業」

【講師】(株)杉山・栗原環境事務所

代表取締役 杉山 涼子氏

・事例発表

* 「循環型物流を

グローバルスタンダードに」

講師：(株)アパックス

取締役 町野 智彦氏

* 「イビデン地球温暖化目標達成計画」

イビデン(株) 地球温暖化対策推進

プロジェクト 米山 隆氏

彩の国見聞録

山村碎石株式会社

取締役 大野 安一

最新式トイレ

「昔からトイレのきれいな家には美人が生まれる」と言われていますが、ご存知でしょうか。家が立派でなくともその家のトイレが清潔にされていれば、そこに住む家人の人柄が惚ばれ自然と幸運が齎されるということでしょう。日本人は、永い歴史の中で実に多くの知恵を残しています。この言葉もその類と思います。

同じような家族が、同じような家に住んでいたとしましょう。一軒の家は、トイレが壊れかけて汚物が溢れています。他の一軒は最新式の設備を備えた清潔で美しく快適なトイレを持っていたとします。外見からはトイレの様子は判りません。でも、よく調べて「どちらの家に住みますか」と聞かれたら、さて「あなたはどちらの家」を選びますか。

答えは、申し上げるまでもないと思います。

山紫水明に恵まれた岐阜県ではありますが、残念ながらわが郷土は、前者の例のような感じがします。なぜ、清潔で衛生的なトイレを造ろうとしないのでしょうか。自分だけは、排泄をしないとでも思っているのでしょうか。

最近、素晴らしいトイレをもっている家を見学する機会に恵まれました。

彩の国

正式には、「彩の国さいたま」というのですが、この言葉を聞いて、「ああ、彼所のことか」とお判りになる方は、廃棄物処理の現状を熱心に研究されている人に違いありません。この「彩の国さいたま」は、埼玉県の西部、上越新幹線の熊谷駅から秩父鉄道で9駅ほど西へ行った寄居という町にあります。その西には有名な長瀨峡があり、その源流は長野、群馬、埼玉の県境に聳える三国山があります。

寄居町は、戦国時代北条氏邦の城下町として栄え、かの豊臣秀吉の小田原征伐の際には戦場となったところでもあります。荒川という川を挟んで南北に跨り、みかんや葡萄などの果物や椎茸、栗など山の幸に恵まれた人口3万8千人の町であります。

この長閑な山村に、歴史に残る大事業が胎動したのは、今から34年前のことでありました。

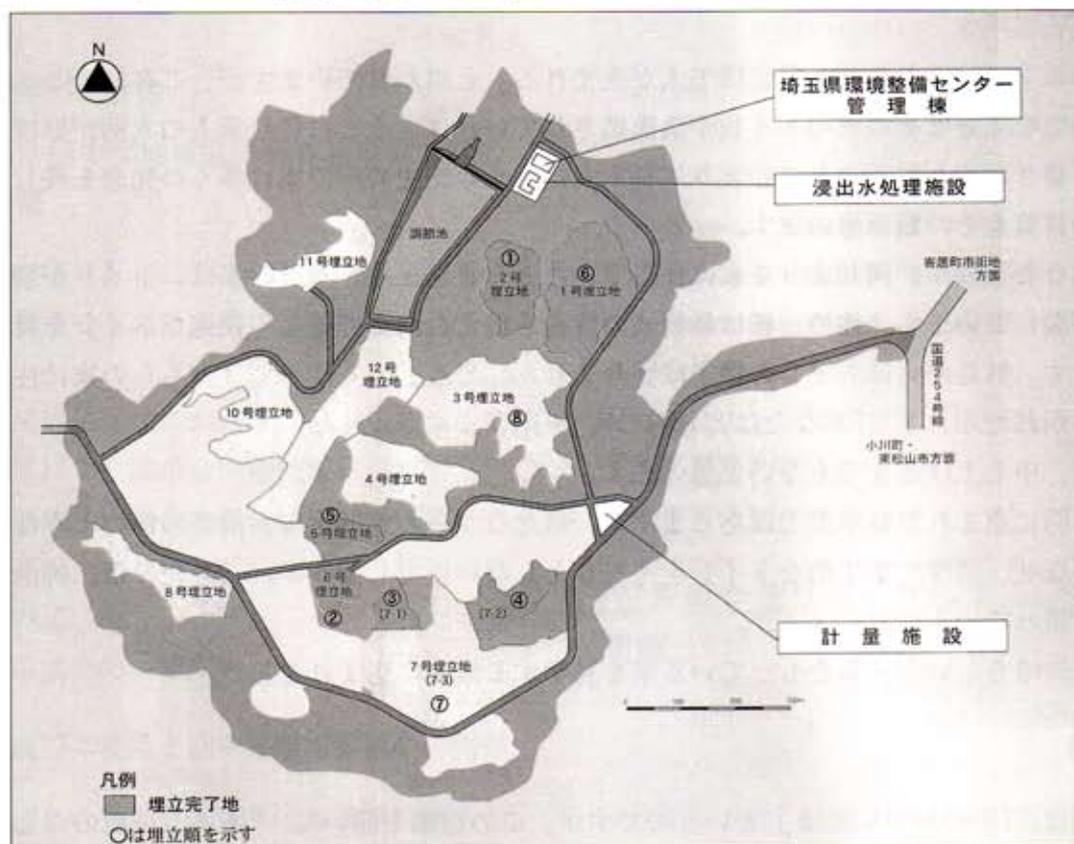
彩の国さいたま

「彩の国さいたま」とは、一体どんな施設なのか。正式には、埼玉県環境整備センターと彩の国資源循環工場を総称した言葉であります。

環境整備センターは、一般廃棄物および産業廃棄物の最終処分（埋立処分）場であり、彩の国

資源循環工場は、9種類のリサイクル工場を持つ公共関与による環境産業・研究開発拠点であります。

敷地総面積は97.7ヘクタール、岐阜市のメモリアルセンター用地の約4.3倍の広さであります。そのうち資源循環工場用地は19.2ヘクタール、総埋立容量は193万立方メートル、埋立計画では、平成元年から平成28年までとなっていますが、最近の実績では埋立量が少なく完了までには相当延期するのではないかとの説明でありました。



16年間の重み

施設の内容については、別の機会に譲ることとし、ここでは人間の忍耐、努力、寛容、使命感などで彩られたドラマの歴史を振り返ってみたいと思います。

埼玉県は、昭和48年10月廃棄物処理基本計画で大規模埋立地の用地確保を決定、50年10月寄居町に用地を選定しました。

これに対して、関係地区住民はもとより、町議会も反対請願を採択し、住民の3分の1に匹敵する1万2千人の署名を集めて反対請願を展開しました。しかし、県当局は、地区住民の代表者等に必死の説得を続けました。そしてようやく地質調査の了解を得て、調査にかかろうとしたとき、反対住民集団に阻止され、幾たびか繰り返される中、ついに県当局は警察の協力によって地質調査を完了し、基本設計が出来上がったのでありました。それでも計画地内地権者の一部は、「土地所有権移転仮登記抹消請求訴訟」を提起して抵抗しました。

県当局は廃棄物広域処分場建設対策本部を設置し、副知事が陣頭に立って町幹部、議会、関係

地区代表者に説明、建設促進に対する協力を要請しました。そうした努力の結果、昭和60年7月「廃棄物埋立処分場建設に係る公害防止協定」が埼玉県と寄居町との間で締結されました。しかし、これで反対運動が収斂したわけではありませんでした。

その後も、関係団体から建設に係るいろいろな要望書が提出され、県当局もこれに丁寧に対応し、平成元年3月「公害防止細目協定」をもって実質的な全面解決をみたのでありました。

私は、資料を見せながら親切にご説明頂いたセンターの職員の方に質問してみました。

「永い年月の争いが円満に解決した切っ掛けはなんでしたか」と

その方は、

「有力な反対グループのリーダーの決断」と答えられました。

私は、その決断を引き出したのは、知事以下埼玉県職員の不退転による熱意と使命感ではなかったのではないかと思います。それにしても16年間余に亘る時間の消費は惜しい気がしてなりません。

信頼の上の監視制度

住民の信頼を勝ち得たからこそ、環境整備センターの完成をみたのではありますが、供用開始後もユニークな制度が運用されています。

それは関係4地区の住民約160名で構成される監視員が年間50回、3～4名を1班として毎週1回3時間の監視活動が行われるのであります。もちろん監視の日時は予告されません。また、必要な検査も行われますので、監視員は一般の地元代表者ではありますが、専門的知識が豊富であるとのことであります。自らの目で施設が適正に運用されているかどうかを確かめられているわけであります。

監視制度もさることながら、環境整備センターの搬入出門前に真新しい住宅団地があったことでもあります。もちろん同施設の建設後に建てられたもので、いかに地域住民が同施設に対し信頼を寄せているかを思い知った次第であります。

さいごに

岐阜市内に不法投棄された廃棄物を処理するのに300億円を要するといわれていますが、「彩の国さいたま」に関する経済数値を挙げてみますと

初期投資額	450億円
年間売上額	139億円
常用雇用者数	260名
再資源化率	約93%（9社平均）

この機会に、「人間の知恵」というものを考えてみませんか。

最後まで、お付き合い頂きまして有難うございました。

感謝

新規加入会員の紹介

平成17年度第5回理事会を平成18年2月17日開催し、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 代 表 者 名	住 電 話 番 号 所 号	業 の 区 分	備 考
有限会社 海津リサイクルセンター 代表取締役 丸 毛 光 義	〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26 ☎0584-53-3103	中間処理業	
有限会社 F E Cカネマル 代表取締役 清 水 金 丸	〒509-3403 高山市高根町日和田1278 ☎0577-59-2777	収集運搬業	

(参 考) 会員の状況

会員区分	12月14日現在	入 会 数	退 会 数	2月17日現在	増 減
正 会 員	380	2	1	381	1
賛助会員	107	0	0	107	0
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	489	2	1	490	1

変更届について (お願い)

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが事務局までご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙を送付させていただきます。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、「変更届」に許可証の写しの添付をお願いいたします。

(事務局) 〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館内

(社)岐阜県産業環境保全協会 事務局

T E L 058-272-9293 F A X 058-272-6764

岐阜県の人事異動（関係分）

岐阜県の4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

なお、県庁組織改革につきましては、5ページの「行政ニュース」に「岐阜県の組織がかわりました」の見だしで関係分を掲載していますので、ご覧ください。

◇環境生活部

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
部 長	猿渡要司	環 境 局 長	—	—
次 長	細田大造	新 任 総 務 省	—	—

◇環境生活政策課

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者 <small>(環境政策室)</small>	転 出 先 職 名
参 事 兼 課 長	宇野秀雄	参 事 兼 情 報 産 業 課 長	部課長兼室長 浅井広明	部 付 (県教育文化財団派遣)
総括管理監兼人権施策推進課総括管理監	柳 友仁	新 行 政 推 進 室 経 営 改 革 企 画 監	管理監 古田常道	廃 棄 物 対 策 課 長

◇廃棄物対策課

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者 <small>(廃棄物対策室)</small>	転 出 先 職 名
課 長	古田常道	環 境 政 策 室 管 理 監	部課長兼室長 宗宮康浩	健 康 福 祉 政 策 課 長
総 括 管 理 監	市川信夫	廃 棄 物 対 策 室 管 理 監	—	—
—	—	—	技術課長補佐 高木 守	岐 阜 保 健 所 本 巢 ・ 山 県 セ ン タ ー 衛 生 健 康 課 長
企画調査担当				
課 長 補 佐	新谷哲也	市 町 村 室 選 挙 G 課 長 補 佐	廃棄物総合対策G 主査 三輪康典	議 会 事 務 局 議 事 調 査 課 主 査
施設整備担当				
技 術 課 長 補 佐	佐伯秀紀	水 環 境 室 水環境推進G 技術課長補佐	地球環境G 課補佐 岩佐文幸	飛 騨 振 興 局 防 災 担 当 課 長 補 佐
一般廃棄物担当				
技 術 課 長 補 佐	馬淵 保	廃 棄 物 対 策 室 施 設 整 備 支 援 G 技 術 課 長 補 佐	—	—
産業廃棄物担当				
技 術 課 長 補 佐	大坪敬明	廃 棄 物 対 策 室 産 業 廃 棄 物 G 技 術 課 長 補 佐	—	—

お知らせ

現職名	転入者	転入前職名	前任者 (廃棄物対策室)	転出先職名
(財)岐阜県環境管理技術センター派遣				
部付	渡邊昇	中濃地域振興局 管理監兼環境課長	参事 松井康雄	退職
前(財)地球環境村ぎふ派遣				
——	——	——	部課長 細川大二郎	岐阜保健所 生活衛生課長
——	——	——	部課長 沢村利男	林政部付 (森林公社派遣)

◇不法投棄監視課

現職名	転入者	転入前職名	前任者 (不適正処理対策室)	転出先職名
課長	黒岩芳則	不適正処理対策室長	——	——
総括管理監	小林政人	農産園芸課 総括管理監	管理監 奥田浩	地球環境課 総括管理監
監視指導担当				
課長補佐	水田三千夫	不適正処理対策室 不適正処理対策G課長補佐	——	——
技術課長補佐	杉崎隆治	上下水道課 技術課長補佐 兼上水道指導係長	——	——
技術課長補佐	渡辺隆広	健康政策課 技術主査 (財)健康長寿財団派遣)	——	——

◇地球環境課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	近藤邦弘	水環境室長	部課長兼大気環境室長 市橋正	退職
総括管理監	奥田浩	不適正処理対策室 管理監	大気環境室課長補佐 朝原修一	郡上農林事務所 総務課長
環境事故対策監	高崎善文	西濃地域振興局 環境課長	水環境室長 近藤邦弘	地球環境課長
——	——	——	水環境室 技術課長補佐 佐伯秀紀	廃棄物対策課 施設整備担当 課長補佐
自然環境対策監	竹内和敏	西濃地域農林商工事務所 農林振興課長	部課長兼自然環境森林室長 武山輝行	林政部 技術総括監
——	——	——	自然環境課 技術課長補佐 岩月保樹	東濃農林事務所 林業課長

◇前 循環社会推進室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
—	—	—	室長 加藤 義和	岐 阜 保 健 所 本 巢 ・ 山 県 セ ン タ ー 所 長
—	—	—	課長補佐 細江 俊男	ス ポ ー ツ 健 康 課 付 (岐 阜 県 イ ベ ン ト ・ ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団 派 遣)

岐阜市の人事異動（関係分）

岐阜市の4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇環境事業部

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
部 長	宇野 邦朗	人・自然共生部長	一野 憲彦	退 職
産 業 廃 棄 物 特 別 対 策 審 議 監	宮川 森男	産 業 廃 棄 物 特 別 対 策 室 長	田中 寿	退 職

◇環境事業部産業廃棄物指導室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
主 査	真鍋 洋	保健所食品保健室 主査	服部 哲夫	人・自然共生部水自然室 主査

◇環境事業部産業廃棄物特別対策室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
室 長	小川 裕幸	岐大医学部等 跡地利用計画室長	—	—
主 幹	名和 利夫	水自然室 主幹	—	—
主 幹	安藤 強	副 主 幹	—	—
副 主 幹	西村 欣也	主 査	—	—
副 主 幹	高橋 良喜	主 査	—	—
副 主 幹	塩田 健二	交通総合政策室 主査	安田 征弘	商工観光政策室 主事
副 主 査	高橋 俊明	主 任	—	—
主 任	井村 俊夫	主 事	—	—
主 事	石田 智人	公共用地室 主事	—	—

お 知 ら せ

平成18年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程

平成18年度の産業廃棄物処理業新規・更新講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の近県開催日程を下記の通りお知らせします。

講習会申込手続き（岐阜県の場合）

- 受講を希望者される方は、あらかじめ当協会に電話で問い合わせ、受講予約して下さい。
- 受講希望者が定員（各120名）に達したときは、受付を終了します。
- 受講申込書（受講の手引き）は、当協会又は岐阜県各振興局（事務所）環境課（岐阜市の場合は、岐阜市産業廃棄物指導室）で入手して下さい。

開催県	新 規				更 新		特責責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・ 特管産廃収運	産廃処運・ 特管産廃処分	
岐阜	7/6～7/7 10/25～10/26				11/9		9/21 9/22 11/8
静岡	5/16～5/17 10/11～10/12 19年 1/24～1/25				8/23 19年 1/26	12/6～12/7	5/18 8/24 10/13 12/5
愛知	5/18～5/19 6/29～6/30 9/11～9/12 12/19～12/20	11/6～11/9	9/6～9/8	19年 2/5～2/9	6/16 8/10 12/15	8/24～8/25	6/15 8/9 11/29 11/30 12/14
三重	11/21～11/22	9/12～9/15			5/30	10/17～10/18	5/31 10/19 19年 2/2

岐阜県以外については、直接開催県協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせ下さい。

（社）静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

（社）愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

（社）三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

平成18年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会について(前年度との相違点)

みだしの講習会の実施について、「保全協News 第72号(平成18年3月24日発行)」で連絡いたしました。今号では前年度との相違点についてお知らせします。

なお、近県にて開催される講習会の日程については、28ページをご覧ください。

1. 講習の種類及び期間、受講料についての相違点

区分	講 習 課 程 名	講習期間	受 講 料
新	産業廃棄物の収集・運搬課程	2日間	<u>30,400円</u>
	産業廃棄物の処分課程	<u>3.5日間</u>	48,300円
	産業廃棄物の処分課程に 収集・運搬課程を追加して受講する場合	4日間	<u>70,800円</u>
規	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	3日間	46,200円
	特別管理産業廃棄物の処分課程	<u>4.5日間</u>	<u>68,000円</u>
	特別管理産業廃棄物の処分課程に 収集・運搬課程を追加して受講する場合	<u>5日間</u>	<u>102,700円</u>
更	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	1日間	<u>20,000円</u>
	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程	<u>1.5日間</u>	25,200円
新	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程に 収集・運搬課程を追加して受講する場合	2日間	<u>40,600円</u>
特別管理産業廃棄物管理責任者		1日間	<u>12,000円</u>

*前年度との相違点は、下線となっていますので、ご注意ください。

2. その他の相違点

○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 更新講習会受講資格の変更

- ・今まで特に設けていなかった更新講習会の受講要件を「原則として、平成4年度以降の新規又は更新講習会を修了した者」と変更されました。

○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 合格条件の設定

- ・合格条件は「総得点」が満点の70%以上に達していること。

< 協会への入会のおすすめ >

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在約330件の会員の皆様からご利用いただいております。

◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続をすれば、金融機関口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関で取扱いができます。その他の金融機関については事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)

信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)

信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)

農 業 協 同 組 合 (岐阜県のすべての農業協同組合)

労 働 金 庫 (東海労働金庫)

郵 便 局 (全国の郵便局)

3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りいたしますので、ご記入の上返送ください。こちらの方で手続きいたします。
4. お取引金融機関の口座からの振替日は、下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 0 5 8 (2 7 2) 9 2 9 3 (担当：大谷)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局で「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入し、直接購入する。
- 送料着払いによる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発送により購入する。
（管理票代金後払い（郵便振込）による購入）

発送を希望される方

- 33ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、当協会FAX（058-272-6764）へ送信ください。
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）発送の際に、郵便払込取扱票を同封しますので、到着日を含め10日以内に振込ください。
- 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せますので、お届けするのに1週間前後かかります。

☆産業廃棄物管理票（社全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、33ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：河島）

TEL 058 (272) 9293

FAX 058 (272) 6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	3,000	箱
	連続票	15,000	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 30ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日 午 時 分

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は
取扱責任者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

※事務局記入欄

支払	振込 No
方法	現金
整 理	

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村 清 晴
副委員長 山口 繁
委員 大野 安 一 加藤 宏 川合 清 和
中尾 勝 野々村 清 松田 康 利

編 集 後 記

しばらくご無沙汰しておりましたが、今月号から編集後記を掲載させて頂くことになりました。永年同じような編集をしておりますとマンネリ化して読者に読まれない会報になってしまうことを恐れたからであります。

会報の最大の目的は何か？当然ながら会員が必要とする情報をタイムリーにお伝えすることです。しかし、最近の産業廃棄物処理業界の実情は、実に厳しいと言わなければなりません。それは、一般市民の業界に関する認識が誤解と偏見に満ちていることでもあります。

従って、この会報も会員のみならず、一般市民をも読者と考え業界の啓蒙活動を精力的に展開しなければならないと考えます。今後とも会員諸氏からの叱咤激励の声をお寄せ頂くよう願する次第であります。

折角、編集後記までお読み頂いたので、「言葉の宝石」を差し上げたいと思います。ただし、この宝石は、原石ですので燦然と輝く美しい宝石とするには、読者自身で磨いて頂かなければなりません。どうか座右において練磨下さいませようお願いします。

「善いことだけを考えたらい。悪いことはいっさい考えるな。心は一つだ。

二つも三つも配るから、迷い、悩み、苦しむのだ。」(青木盛栄)

記 Y. O

平成18年4月15日発行

第66号

編集行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本 貞 実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番地12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「**集団扱**」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL (058) 253-9822

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

業務内容

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水質

- 地下水 ● 湖沼水
- 河川水 ● 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭気

土壌汚染状況調査

- H15.1.20 環境大臣指定調査機関指定
指定番号 環2003-1-145

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 (タールピッチ) ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

砂利、砂、碎石の製造販売

環境関連機器販売

排出業者の皆様

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献。



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、
滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、
ガラスくずコンクリートくず、
汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、
廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、
金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、
腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくずコンクリートくず、がれき類、
廃酸、廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい。**

〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>



企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会